

公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書

現在、個人情報保護に関する法整備の進展とともに、行政機関等においても、より適切な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題となっています。

戸籍は個人の身分事項、家族関係などの情報が満載されているにもかかわらず、公証のために原則公開とされてきました。しかし、不正請求や不正利用を防止しプライバシーを保護する観点から、戸籍の公開制度を早急に見直すとともに、不正請求や不正利用に対する罰則を強化すべきであると考えます。

よって国におかれては、戸籍法の早期改正を行うよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月22日

上田市議会議長 土 屋 陽 一